

庄内町地域包括支援センターだより

平成 27 年 5 月発行 庄内町地域包括支援センター45-1030 ・ 立川サブセンター51-2505

車の運転が心配になったら

【ステップ1】

車を運転している方に認知症が疑われる場合には、早めに医療機関を受診し正確な診断を受ける事が大切です。原因疾患を明らかにして、どうしたらよいか相談しましょう。最寄りの警察署の交通係に相談するのも有効です。

【ステップ2】

「認知症の症状の進行により、車を安全に運転することは難しくなる」、という事実をご本人と、ご家族など周囲の方々に、理解し、共有し、早い時期から話し合いをもつようにしましょう。

【ステップ3】

話合う時に、ご家族や周囲の方々が、ご本人の運転の目的や運転にたいする「思い」を理解することが大切です。運転中止後に必要となる支援は何でしょう。自動車の代わりにする外出・移動手段が必要になります。また、高齢者にとっては車の運転が「生きがい」「楽しみ」になっている事も特徴的です。車の運転の代わりにする様な、新たな楽しみとしては、趣味、サロン、健康づくり教室、デイサービスなどへの参加も考えられます。

(「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」

国立長寿医療研究センター 長寿政策科学研究部作成より 抜粋)

道路交通法も対策強化へ

3月に改正道交法案を閣議決定

75歳以上の免許所有者は3年に1度、認知機能検査を受ける事になっています。今後は、その検査を受けて「記憶力・判断力が低い」と判定されると、違反の有無に関係なく医師の診断を受ける必要があります。医師の診断で認知症と分かれば免許の停止・取り消しとなります。また、道路の逆走や信号無視といった交通違反をした場合も認知機能の検査や医師の診断を受ける事になります。

庄内町高齢者運転免許証自主返納支援事業

庄内町では、運転免許証を自主返納した高齢者（返納の日において満70歳以上）に対し、年間最大2万円分の「タクシー利用券」（1枚500円）の交付と、「写真付き住民基本台帳カード」の交付手数料の免除を行っています。手続きは、庄内警察署に本人が出向いて免許返納し、その後、役場の方で行う事になっています。詳しくは役場のホームページをご覧ください。